

コード	601031601
記入日	H25.5.21

課コード	122
課名	総合窓口課
課長名	小柳 哲也
担当者	村井 千富美

事業評価表【途中評価】

作成年度	平成 25 年度
------	----------

評価対象事業名称	新上五島町消費者行政推進事業
----------	----------------

事業種類	単年度繰返事業
事業期間	平成 21 年度 ~ 平成 - 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	6	政策名称	参加と行政による協働のまちづくり	款コード	2
施策コード	601	施策名称	行財政の効率化の推進	項コード	1
基本事業コード	60103	基本事業名称	効率的、効果的な財政運営と役場のスリム化	目コード	11
事務事業コード	6010316	事務事業名称	消費者行政推進事業費	細目コード	1201
関連計画		法令・条例規則等	長崎県消費者行政活性化基金条例		

計画 (PLAN)

※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象：誰、何を対象にしているのか		対象指標：対象の大きさを表す指標				
(対象1) 町民		(対象指標1)	22,254人口(H24.4.1現在)			
(対象2)		(対象指標2)				
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標：事務事業の活動量を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
・一元的相談窓口緊急整備事業において消費生活相談員の養成及び相談窓口にあたる行政職員のレベルアップを図る。また、消費者教育・啓発活性化事業においてチラシ等により住民への啓発を図る。	・報酬 1,008千円 ・社会保険料 9千円 ・旅費 359千円(町単独57千円) ・消耗品 38千円 ・印刷製本費 727千円 ・負担金 8千円 ・合計 2,149千円	*****	*****	*****	雇用実績日数÷ 雇用計画日数	*****
		① (達成率分析)	149日/年	110.4%	平成22年度より専門相談員を非常勤職員として雇用。(H23年度に消費生活専門相談員資格取得) 3回/週の窓口勤務、国民生活センター主催の研修等に参加し、レベルアップを図った。	平成24年度
		*****	*****	*****	研修参加数÷ 参加計画数	*****
		② (達成率分析)	2回/年	100%	行政職員のレベルアップ	平成24年度
		計画どおり実施した。				
目的：何をしたいのか		成果指標：目的の達成度を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
・消費生活相談窓口の強化を図り、消費者への情報発信に努める。		*****	*****	*****	相談実数÷ 相談計画件数	*****
		① (達成率分析)	39件/年	195%	リーフレット配布及び出前講座を開いたことで相談窓口が更に普及した。(前年度より14件増) 消費者問題の複雑・巧妙化により表面化していない潜在的消費者トラブルが多数存在すると思われる。	平成24年度
		*****	*****	*****	実施回数÷計画回数	*****
		② (達成率分析)	2回/年	66.7%	啓発回数	平成24年度
		平成24年度はリーフレット配布等を3回計画していたが2回にとどまった。しかし出前講座を11回開催し啓発に努めた。				

実施 (DO)

※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。

	単位	全体計画		23年度以前	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画
活動指標	① 日	507	521	372	135	149				
	② 回	9	9	7	2	2				
成果指標	① 件	73	92	53	20	39				
	② 回	10	9	7	3	2				
総事業費 C (A+B)	千円	7,523	7,386	5,239	2,284	2,147				
直接事業費 A	千円	4,023	3,886	3,139	884	747				
人件費 B	千円	3,500	3,500	2,100	1,400	1,400				
内訳	従事職員数	人	0.5	0.5	0.3	0.2				
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円								
	県補助金	千円	5,416	5,319	3,733	1,683	1,586			
	起債	千円								
	その他	千円								
一般財源	千円	2,107	2,067	1,506	601	561				

評価 (CHECK)

※理由の欄は必ず記載すること。

1次評価	妥当性	・時代情勢、社会環境の変化及び住民のニーズなどを考慮しても、事業を継続する必要がありますか。	● ある ない	理由	住民の生活周りの安心・安全確保のためには、消費者行政の強化が不可欠であり、国・県が進める地方消費者行政活性化基金事業（H21年度～H25年度）に伴い、本庁においても消費生活相談窓口を設置し、情報の共有化を図る必要がある。
	有効性	・現在の事業の進め方は、期待されるような成果をもたらしていますか。	● いる いない	理由	専門の知識を持つ消費生活相談員を嘱託職員として雇用し、複雑・高度化する消費生活相談に対して適切、かつ迅速な処理がされている。また、啓発活動により相談窓口の周知が図られている。
		・事業の成果をさらに向上させる余地はありますか。	● ある ない	理由	消費生活相談の複雑・高度化が進む中、更なる相談件数の増加が見込まれ、相談担当者のレベルアップ等実務能力の向上が不可欠である。また、表面化していない消費者被害が多く存在すると思われ、啓発等による周知を強化する。
	効率性	・現在の事業は、費用や業務量に見合った活動結果が得られていますか。	● いる いない	理由	相談窓口設置の普及・啓発等により相談件数が増加。相談員の実地研修によりレベルアップも図られている。
・より少ない費用や業務量で必要な活動結果が得られる手法に代えられませんか。		代えられる ● 代えられない	理由	複雑・高度化する消費生活相談が増加し、消費生活センター等への問い合わせなど、専門的な知識や時間を要するため、専門相談員の対応は不可欠である。	

改善 (ACTION)

1次評価	前回の途中評価における「改善策」と「その反映状況」	長崎県消費者行政活性化基金事業が平成25年度まで延長された。専門の相談員の雇用を継続し、消費生活問題の啓発、相談窓口の周知を図り、相談件数が増加した。
	今後、課題に向けた改善策	住民の生活の安心・安全を維持するため相談窓口の設置は不可欠であり、専門相談員の臨時雇用継続とレベルアップを図る。更に、相談窓口の周知、啓発を強化する。

2次評価	消費者行政相談内容も複雑多様化している状況で、幅広い知識、専門性が必要とされる業務である。今後は、専門相談員のレベルアップだけでなく、職員のノウハウの取得・レベルアップに努めること。
------	---

3次評価 住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	<table border="1"> <tr> <th>1次</th> <th>2次</th> <th>3次</th> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>このまま事業を継続</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事業内容を見直して事業を継続</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事業費を見直して事業を継続</td> </tr> </table>	1次	2次	3次		●	●		このまま事業を継続				事業内容を見直して事業を継続				事業費を見直して事業を継続	<table border="1"> <tr> <th>1次</th> <th>2次</th> <th>3次</th> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似事業と整理統合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事業の休止</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事業の廃止</td> </tr> </table>	1次	2次	3次					類似事業と整理統合				事業の休止				事業の廃止
	1次	2次	3次																															
	●	●		このまま事業を継続																														
				事業内容を見直して事業を継続																														
			事業費を見直して事業を継続																															
1次	2次	3次																																
			類似事業と整理統合																															
			事業の休止																															
			事業の廃止																															

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。